

沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の次に「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この

項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務をすることを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。
  - (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
  - (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
  - (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第10条第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(沼津市職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 沼津市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第13条第3項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第14条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第15条の8第1項中「第5条の規定による週休日」を「第5条第1項の規定による週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

(沼津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 沼津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち2日を週休日とし、4週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあっては、規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間）につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。
- (2) 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）
  - ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
  - イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

「提案理由」

選択的週休3日制及び勤務時間のフレックスタイム制の導入に伴い、週休日及び勤務時間の割振りに関する規定を改めるほか、所要の改正を行うものである。